

令和8年度 成人用肺炎球菌ワクチン(20価)



定期予防接種のご案内



成人の肺炎のうち25%～40%は肺炎球菌という細菌が原因と考えられています。このワクチンは約100種類ある肺炎球菌のうち、20種類に対応します。血液等に入り込んで重症化するタイプの肺炎球菌のうち約50～60%がこの20種類の血清型が原因だと言われています。このワクチンを接種することで、重症化する肺炎球菌の病気全体のうち約30～40%を防ぐ効果があるとされており、肺炎予防や肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待できます。

接種を希望される人は、かかりつけの医師に相談の上、接種してください。

なお、このワクチンの接種は義務ではありません。

接種期間

対象者A：65歳の誕生日の前日から、66歳の誕生日の前日まで

対象者B：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

対象者・ 接種方法

※【ご注意ください!!】下記A・Bに該当しても過去に一度でも成人用肺炎球菌ワクチン(20価、21価、23価)の接種を受けたことがある人は原則対象外となります。

対象者A

令和8年度中に

65歳の市民

※対象者には、65歳の誕生日以降にお知らせハガキを郵送します。

接種をご希望の場合は、お知らせハガキを直接委託医療機関へ持参し、接種を受けてください。

対象者B

接種日現在で60歳以上65歳未満の市民で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある人(身体障害者手帳1級相当)。

接種をご希望の場合は、身体障害者手帳を直接委託医療機関へ持参し、接種を受けてください。

接種費用

6,000円 ただし、次に該当する人は無料

- 生活保護の受給世帯(生活保護受給者証が必要です。)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援給付受給者(本人確認証が必要です。)

接種場所

茨木市の成人用肺炎球菌ワクチン予防接種委託医療機関(市のホームページ・広報いばらき4月号・右下の二次元コード読取のいずれかの方法でご確認ください。)

※医療機関によっては、予約が必要な場合があります。直接委託医療機関までお問い合わせください。



問合せ先

茨木市健康医療部健康づくり課(茨木市保健医療センター内)

茨木市春日三丁目13番5号 電話：072-625-6685(平日8:45～17:15 年末年始を除く)

成人用肺炎球菌ワクチン(20価)

★.....★.....★.....★.....★ 接種上の注意 ★.....★.....★.....★.....★

1 接種前の注意

- できるだけかかりつけ医で受けましょう。
- 接種前には、当日の体調について予診票に必要事項を記入しましょう。
- 体温は、医療機関で測定しましょう。
- 接種前には医師の診察を受けましょう。

2 次の項目のいずれかにあてはまる人は、予防接種を受けられません。

- 過去に一度でも成人用肺炎球菌ワクチン(20価、21価、23価)の接種を受け、効果を有している人
- 明らかに発熱している人(一般に37.5℃以上の場合)
- 重篤な急性疾患にかかっている人
- 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種(20価)の成分又はジフテリアトキソイドにより、アナフィラキシーを起こしたことがある人
※アナフィラキシーとは、予防接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のこと。
- その他、医師が接種について不相当と判断した人

3 予防接種を受けるにあたり、医師と十分相談しなくてはならない人

- 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患等の基礎疾患を有する人
- 今までにけいれんを起こしたことがある人
- 予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- 過去に免疫不全を診断されたことがある人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- 成人用肺炎球菌ワクチン(20価)の成分や、ジフテリアトキソイドに対してアレルギーを起こすおそれのある人
- 血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている人

4 予防接種を受けた後の注意

- 接種後は自らの健康管理に注意し、高熱や体調の変化、その他局所の異常反応に気づいた場合は、ただちに医師の診察を受けてください。
- 入浴は差し支えありませんが、接種した部位は強くこすらないでください。
- 接種当日は、激しい運動や大量の飲酒は避けてください。

5 予防接種の副反応について

(1)通常みられる反応

接種した部位が赤くなったり、はれたり、痛んだりすることがあります。また、接種後に、熱が出たり、頭痛などがみられることもありますが、これらは通常2～3日のうちに治ります。

(2)重い副反応

接種直後にアナフィラキシー様症状、けいれん(発熱を伴うものを含む)、ぶつけていないのにあざや血が出る、接種した部位のひどいはれや広範に及ぶ痛みを伴うひどいはれ、高熱、知覚異常などの神経障害などの症状があった場合には、医師の診察を受けてください。

このような場合において、厚生労働大臣が定期接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付対象となります。

(3)再接種に関する注意

再接種の場合は、原則定期接種の対象外のため、費用は自費となります。再接種で健康被害が認定された場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済の対象となります。